

東大阪市健康経営認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、第3次東大阪市健康増進計画「健康トライ21(第3次)」に基づき、働く世代の健康づくりを推進することを目的に、経営者が従業員を人的資本ととらえ、経営者による戦略的な健康づくり事業を通じて、従業員の活力向上と生産性の向上により組織の活性化をめざす経営手法である「健康経営」の考え方を取り入れ、事業所内での健康づくりを積極的に進める市内事業所を「東大阪市健康経営認定事業所」に認定し、広く取組事例等の普及・啓発を進める東大阪市健康経営認定制度(以下「本制度」という。)の実施にあたり、必要な事項を定める。

(制度内容)

第2条 本制度の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 東大阪市健康経営認定事業所の募集に関する事。
- (2) 応募事業所の認定等の審査に関する事。
- (3) 認定を受けた市内事業所に対する取組の継続的な支援に関する事。
- (4) その他本制度の実施に必要な業務に関する事。

(応募資格)

第3条 応募資格は、営利・非営利は問わず、次の各号の要件を全て満たす市内事業所とする。ただし、本制度の目的に照らし、市長が不適切であると判断した場合は対象外とする。

- (1) 過去に重大かつ悪質な事案で労働安全衛生法等の法令等に違反し、処分等を受けていないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生または更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第1項第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定するその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)または同条第3号に規定する暴力団密接関係者若しくは、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある団体でないこと。
- (5) 代表者の他に従業員が1名以上いること。

(応募)

第4条 本制度に申込みをする者は、次の各号に掲げる書類を市長が定める期間内に提出しなければならない。

- (1) 東大阪市健康経営認定事業所応募用紙(第1号様式)
- (2) 前号のほか、市長が必要と認める書類

(認定)

第5条 認定は、次の各号の手続きを経て基準に該当するものについて、市長は申請内容の審査を行い、「東大阪市健康経営認定事業所」の決定を行う。

(1) 応募書類の審査

(2) 応募事業所へのヒアリング(電話、メール、訪問等)

2 第1項の審査は、応募事業所により提出された資料等を基に行い、その取組状況に応じて「1つ星」、「2つ星」、「3つ星」または「認定外」に区分する。

3 認定区分は、次の号に掲げるとおりとする。

(1) 1つ星

健康経営の概念を理解し、経営者自らが健康経営宣言や発信をしているもの

(2) 2つ星

前号に加え、健康経営体制の整備、従業員の健康課題の把握及び健康課題に対応した具体的な取組を行っているもの

(3) 3つ星

前号に加え、健康経営の取組結果を評価し、次の取組につなげているもの

(4) 認定外

第1号に満たないもの

(認定の通知)

第6条 市長は、第5条第3項第1号から第3号の認定区分に該当する事業所(以下「認定事業所」という。)に対し、「東大阪市健康経営認定通知書」(第2号様式)によりその旨を通知するものとし、後日、認定証を交付できるものとする。

2 市長は、第5条第3項第4号の認定区分に該当する事業所に対し、「東大阪市健康経営認定外通知書」(第3号様式)によりその旨を通知できるものとする。

(認定期間及び再認定)

第7条 認定期間は、認定日から3年経過後に初めて迎える3月31日までとする。ただし、認定期間中に区分変更を目的として再度応募することを妨げるものではない。

2 認定事業所は、認定期間が満了する年度に、再度申請し、審査を受けることで認定を継続できる。

(認定マーク等の使用)

第8条 認定事業所は、本市が定める「認定マーク」を利用することができる。ただし、その使用の際には、認定年度または認定期間を明らかにすることとする。

2 認定事業所は、「東大阪市健康経営認定事業所」の文言及び市が定める「認定マーク」を第1条に定める趣旨以外の目的で使用してはならない。特に自らの事業所の商品等を東大阪市が

推奨すると誤解を与えるような使用をしてはならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、申請内容に虚偽があるまたは申請内容と実際の実施内容に著しく隔たりがあると判断する場合は、認定を取消することができる。

2 市長は、認定事業所が認定期間内に、重大かつ悪質な事案で労働安全衛生法等の法令等に違反し、処分等を受けた場合等、認定を取消することができる。

3 市長は、認定後に第3条の応募資格を満たさない事案が生じた場合には、一度認定された事業所の認定を取消することができる。

(事務局)

第10条 この要綱に定める事務は、健康部保健所健康づくり課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年5月15日から施行する。